

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
GIPSセミナーシリーズ 第10回

「GIPSパフォーマンス検査」および 検証者の独立性に関する議論の 進展について

2013年2月1日

有限責任 あずさ監査法人

神谷 精志(金融事業部パートナー 資産運用LoB日本代表)

日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準委員会委員

GIPS Verifier/Practitioner Subcommittee member

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

本稿に述べる内容や意見はすべて筆者の私見によるものであり、筆者の所属する法人の意見を代表するものではありません。

1. **GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント (2012年版)について**
 - i. **始めに～第三者検証を巡る最近の状況**
 - ii. **GIPSパフォーマンス検査とは**
 - iii. **各国の状況**
 - iv. **今回の改訂の背景と主な改訂事項**
 - v. **ガイダンス・ステートメントの概説**

2. 検証者の独立性に関する議論の進展について

i. 議論の進展状況

ii. 今後の改訂の方向性について

<ご参考>ガイダンス・ステートメント(2006年版)の概説

1. GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)について

(注) Guidance Statement on Performance Examinations (Effective Date: 1 July 2012)の日本語訳は現時点でECから承認されたものは存在しないことから、本内容はあずさ監査法人による日本語訳に基づくものであることをご了承ください。

i. 始めに～第三者検証を巡る最近の状況

(1) 規制当局の要請 ～ Reputational Capitalの喪失

米国のマードフ事件やAIJ事件、運用インサイダー事件等を契機として、金融機関、特に資産運用会社や資産管理会社に対する社会的な信頼が低下し、Reputational Capital(評判資産)が失われつつある。

Reputational Capitalがもたらすベネフィットは一般に、

- 低いキャピタルコスト
- 低いリスクプレミアム
- 低い規制要件と規制対応コスト

と言われているが、特に各国規制当局による規制強化がもたらす規制コストの上昇については枚挙にいとまがない。

また、規制当局は、運用会社だけではなく、検証業務の大半を担う監査法人の検証手続や、資本市場の業界自主規制に対しても、厳格な運営を強く求めて来ている

i. 始めに～第三者検証を巡る最近の状況

(2) 投資家の要請

日本の投資家は従来、運用会社を信頼し、あまり余計なことにはコストをかけず、低い運用報酬で高いパフォーマンスを上げる商品の提供を望んでいた。しかし最近では受託者責任の強調により、運用会社の選任に際しては、その信頼性に関するより多くの情報を求める例の方が多くなってきている(以前は公的投資家のみだった)。

(3) 営業戦略上の要請

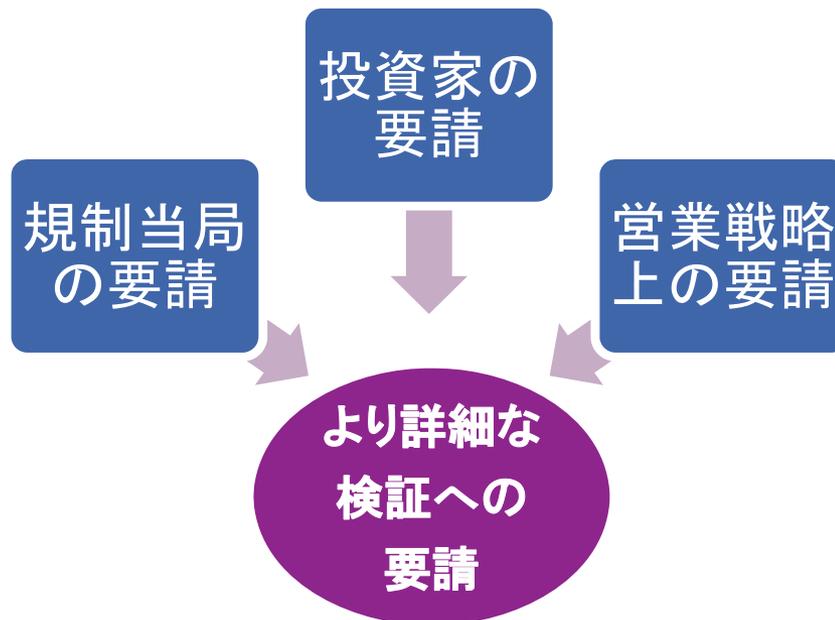
日本国内では国内投資家の、特に株に対する投資意欲が非常に低い。

- 金融機関 ← バーゼルIII、ソルベンシーIIなどの資本規制
- 年金基金 ← IFRSなど会計基準の変更、目標利回りの引下げ
- 個人 ← デフレ、日本版401kでの運用失敗、資本市場への不信感

従って、運用会社の営業戦略上、相対的に日本への認知度が低い海外投資家に対して日本の運用商品をセールスして行く必要が出てくる。

i. 始めに～第三者検証を巡る最近の状況

複数の要請によって、「この会社は一定の基準を満たした運用会社である」という検証報告書という「潤滑油」がより求められる。また、不正や誤謬発見の確度が上がるよう、検証の詳細度も高まって行く方向にある。



パフォーマンス検査は、旧知ではない運用会社に資金を預けなければならない場面が多かった国や地域で発達したと考えられる、より詳細な「潤滑油」の仕組み。上記の要請から、今後は日本の運用会社による利用の増加に対しても備えて行く必要があるかもしれない。

i. 始めに～第三者検証を巡る最近の状況

本日のセミナーの意義

パフォーマンス検査

検証者

- 検証の実施を求められたら、すぐに対応できるように準備する

運用会社

- どのような細かさで情報が要求され、どのような手続が行われるのかを知り、会社側の負担を予め見積もれるようにしておく
- 検証者の選任について適切性の判断根拠を求められる(日本の年金運用に関する新規制導入)ため、社内文書などの手当てが必要

ii. GIPSパフォーマンス検査とは

■ パフォーマンス検査の範囲と目的(1/3)

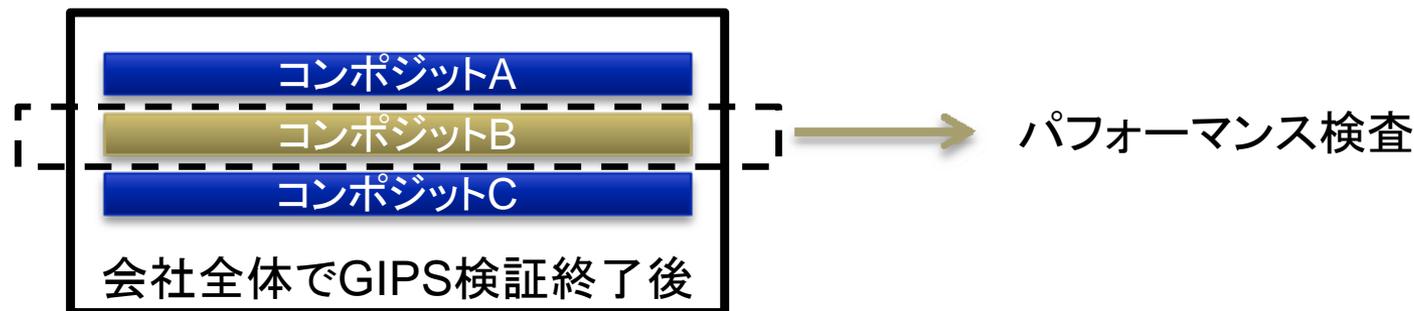
- パフォーマンス検査とは、特定のコンポジットとその準拠提示資料について、特定の期間に対する独立した検証者が行う詳細なテストである。
- パフォーマンス検査の目的は、以下を評価することである。

パフォーマンス検査	(参考)GIPS検証
<ul style="list-style-type: none">• 会社が、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットを構築し、コンポジットパフォーマンスを計算していること• 会社が、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットの提示資料を作成し、提示していること	<ul style="list-style-type: none">• 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること• 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること

ii. GIPSパフォーマンス検査とは

■ パフォーマンス検査の範囲と目的(2/3)

- パフォーマンス検査に関する留意点は以下のとおりである。
 - 会社は、特定のコンポジット提示資料のパフォーマンス検査を受けることを選択することができる(パフォーマンス検査を受けることは、必須ではない)
 - パフォーマンス検査は、GIPS検証の完了と同時に、または、完了した上でのみ実施することができる
 - GIPS検証とパフォーマンス検査は同一の検証者による必要はないが、いずれにおいても検証者は適格で独立でなければならない



ii. GIPSパフォーマンス検査とは

■ パフォーマンス検査の範囲と目的(3/3)

- パフォーマンス検査は、GIPS検証を受けている会社に要求されるものではなく、GIPS基準において勧奨基準でも必須基準でもない。
- GIPS検証を必須化する動きは今後も続くと思われる一方、パフォーマンス検査がGIPS準拠上の必須基準となる可能性は低い。

iii. 各国の状況～米英におけるパフォーマンス検査の実施状況

(1) パフォーマンス検査の利用

(米)非常に一般的である

(欧)一般的になってきているがGIPS検証の件数よりはかなり少ない

(2) パフォーマンス検査を利用する投資家層

- 年金基金や地方公共団体を含む、典型的な投資家全般
- コンサルタントが利用することも多い(米)

(3) 規制との関連

- 法令によりパフォーマンス検査報告書の取得が義務付けられている投資家は米英にはまだ存在しない
- 規制当局の「要請」により、年金基金のトラスティ(日本でいう代議員会)は、資産運用会社を含む外部委託機関の外部評価を実施する傾向が強まっている(欧)

iii. 各国の状況～日本におけるパフォーマンス検査の実施状況

(1) 現状

パフォーマンス検査の実施先は、(殆ど)ないと思われる。

(2) 今後の利用可能性

AIJ事件を契機として、金融庁、厚生労働省、公認会計協会等による規制の見直しや研究報告が行われており、今後、GIPS検証やパフォーマンス検査に対するニーズは高まることが想定される。

金融庁	厚生労働省	日本公認会計士協会
<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正(第96条1項6号、平成25年7月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none">投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に、以下が追加されている<ul style="list-style-type: none">投資一任契約に係る業務に関する外部監査の有無外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要	<p>「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の一部改正(第3項(4)、平成24年9月26日施行済み)</p> <ul style="list-style-type: none">オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっての留意事項の例として、以下が追加されている<ul style="list-style-type: none">一般に適正と認められる認証基準等の取得状況 (なお、本件については、ISAE3402、SSAE16、GIPS等を想定している旨が、厚生労働省により回答されている)	<p>「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」(業種別委員会研究報告第9号、平成24年5月25日)</p> <ul style="list-style-type: none">年金基金の理事等は、年金資産の運用を投資顧問会社に投資一任する場合には、当該会社が、GIPS基準への準拠表明を行っているかどうか、さらに第三者の検証を受けているかどうかを受託者管理の一つの指針にすることも考えられる、旨が報告されている

iii. 各国の状況～各国の会計士協会による実務指針

	GIPS検証	パフォーマンス検査
米国	Reporting Pursuant to the Global Investment Performance Standards Section (AICPA 14,450 (SOP 12-1)、12/2012)	
英国	Guidance Reporting: Global Investment Performance Standards (ICAEW AUDIT 1/00 - TECH 10/00、3/2000)	直接の指針はない。 但し、実施する際は、左記の原理・原則に従って実施。
日本	グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針(日本会計士協会 業種別委員会実務指針第36号、平成23年6月7日)	直接の指針はない。 実例はほとんどないが、実施する際は、左記の原理・原則に従って実施するものと考えられる。

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

以下のような背景に基づいて改訂に関する議論が進められた。

(1) 整合性の確保(当初)

- GIPS基準2010年改訂の一環
- 検証に関するガイダンス・ステートメント改訂との平仄合わせ

(2) 今後の利用拡大を想定(途中)

- 運用レポートの内容が実体とかい離していた不正事例の増加
- 運用手法の複雑化や運用資産の地域分散の要請から、既知・旧知ではない運用会社を利用する機会の増加

(3) 要件・手続の厳格化・明文化(最後)

- 「should」は全て「must」へ変更(「must」の使用も12ヶ所から52ヶ所に増加)
- 「ならずもの検証者」の排除や不正発見への配慮

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(1/7)

(1) パフォーマンス検査の範囲と目的

- 検証者の要件についての明確化
 - ✓ **GIPS**検証実施者と同一でなくてよいが独立であること(「検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメント(以下、検証者独立性GS)」を参照させる形)
 - ✓ **GIPS**基準の最新の情報についてフォローできていること(「検証に関するガイダンス・ステートメント(以下、検証GS)」の検証者の質に関する事項を参照させる形)

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(2/7)

(2) パフォーマンス検査の基本的留意事項

- 情報の入手方法や会社のコントロールの有効性の考慮に関する事項について、全てのshouldをmustに変更
- 検証GSの改訂に合わせて、検証者による独立した第三者の業務結果の利用に関する事項の追加
- さらに、検証GS改訂時には記載されなかった、「第三者の利用に際しては専門職としての懐疑心(Professional skepticism)を使わなくてはならない」(GIPS基準 第IV章A.6)旨の念押しも追加

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(3/7)

(3) サンプルング

- 検証GSの改訂に合わせ、「検証者は、適切なサンプルのサイズを決定しなければならないのみならず、選択されたサンプルが会社に固有の状況を考慮して合理的であることを判断しなければならない。」という文言の追加
- 検証GSでは、上記以外は単に「GIPS基準第IV章を参照」としているのに対し、GIPS基準第IV章 A.7「サンプルポートフォリオの選定」と同義の詳細項目を直接追加

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(4/7)

(4) パフォーマンス検査の必須手続

- 検証GSの改訂に合わせ、パフォーマンス検査報告書の発行日以前に全ての必須手続を「完了」していなければならない旨の文言の追加

＜パフォーマンス検査開始前の手続＞

- GIPS基準IV.Bを模して詳細な手続を明記
- 「関連する検証報告書およびパフォーマンス検査を受けるコンポジットおよびその準拠提示資料を入手しなければならない」が3)に追加
- 検証GSの「会社の方針に関する知識」の文言が全て、若干の修正が加えられた上で4)に追加
- 「ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない」が5)に追加

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(5/7)

(4) パフォーマンス検査の必須手続

＜パフォーマンス検査手続＞

- 大幅な追加。既存の各手続に「会社の方針および手続に従っているか」という文言を追加し、二重責任であることを明確化

1) ポートフォリオの選定

- GIPS基準IV.B.2.c「ポートフォリオのコンポジットへの割当」の各項目貼り付けて検証事項を詳細化

4) ポートフォリオの取引処理

- 外部証憑の直接入手を推奨する文言の追加

5) ポートフォリオの評価

- GIPS基準II「GIPS評価原則」との整合性確認を追加

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(6/7)

(4)パフォーマンス検査の必須手続

＜パフォーマンス検査手続＞

6)顧客資産の实在と所有権

- 検証GSよりさらに踏み込み、外部証憑と照合することを明記
- さらに、その外部証憑の直接入手を推奨する文言の追加

7)パフォーマンス計算

- GIPS基準IV.B.2.e「パフォーマンスの測定計算」の一部に関連する事項を追加

8)コンポジット準拠提示情報と開示

- 補足情報(Supplemental Information)が含まれている場合の扱いを明記
- 検証GSの「会社の方針に関する知識」の文言に、若干の修正をして追加

iv. 今回の改訂の背景と主な改訂事項

主な改訂事項(7/7)

(5) 経営者確認書

- 検証GSの改訂に合わせ、大幅に追加・改訂
- 検証GSよりさらに踏み込み、以下の不正に関する表明事項を追加
 - GIPS基準準拠に関連する会社のプロセスおよび手続において、重要な役割を負う役職員による不正もしくは不正の疑い
 - GIPS基準準拠に重大な影響を持ちうる他者による不正もしくは不正の疑い

(6) パフォーマンス検査報告書

- 検証GSの改訂に合わせ、大幅に追加

(7) 勧告書(レコメンデーション・レター)

- 検証GSの改訂に合わせ、要改善事項に関するレターの提出を推奨

v. ガイダンス・ステートメントの概説

■ GIPS基準における規定

- ✓ GIPS基準第IV章C「パフォーマンス検査」において規定されているが、GIPS基準自体にはその検査手続など具体的な事項については触れられておらず、パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメントが参照されている。

■ 現行のガイダンス・ステートメント

- ✓ 発効日：2012年7月1日
- ✓ 日本語訳はまだ作成されていない。(平成25年1月時点)

v. ガイダンス・ステートメントの概説

◆本ガイダンス・ステートメントの構成

- (1) パフォーマンス検査の範囲と目的（前述）
- (2) パフォーマンス検査の基本的留意事項
- (3) サンプリング
- (4) パフォーマンス検査の必須手続
- (5) 経営者確認書
- (6) パフォーマンス検査報告書
- (7) レコメンデーション・レター

v. ガイダンス・ステートメントの概説

※以下赤字下線は改訂部分

(1) パフォーマンス検査の範囲と目的

前述「ii. GIPSパフォーマンス検査とは」ご参照

(2) パフォーマンス検査の基本的留意事項(1/2)

- パフォーマンス検査を行う場合に検証者が配慮しなければならない事項は以下のとおりである。
 - 会社外の独立した情報源から得た情報は、会社内からのみ得た情報よりも、より高い保証を提供する
 - 検証者が、自らの知識で直接(実在する文書、所見、計算、操作テスト、検査などを通じて)得た情報は、間接的に得た情報よりも説得力がある
 - 検査目的に係るコントロールが有効となればなるほど、検査目的または表明についてより高い保証が提供される

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(2) パフォーマンス検査の基本的留意事項(2/2)

- パフォーマンス検査手続の範囲は、検証者が考慮すべき以下の事項に基づかななければならない。
 - テストされる情報の性質および重要性
 - 統制環境の有効性
 - 虚偽表示の可能性
 - 今回および前回の業務契約を通じて得られた知識
 - 判断により情報が影響を受ける範囲
 - 基礎データが不十分であること
- パフォーマンス検査の検証者は、他の検証者の作業結果を利用することができる。第三者の利用に際しては専門職としての懐疑心(Professional skepticism)を使わなくてはならない

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(3) サンプルング(1/2)

- 検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が等が検証者により実施されている場合を除き、検証手続の実施においてコンポジット全体をテストの対象としなければならない
- 検証者は、サンプルング手法を使用することができる。検査対象コンポジットから選定するサンプルサイズは、検証者の判断による。
- 検証者は、適切なサンプルのサイズを決定しなければならないのみならず、選択されたサンプルが会社に固有の状況を考慮して合理的であることを判断しなければならない。

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(3) サンプルング (2/2)

- サンプルを選定する場合、検証者は判断基準として以下を考慮しなければならない。
 - コンポジットに含まれるポートフォリオ数
 - コンポジットの定義
 - コンポジットの資産総額に対する個々のポートフォリオの資産額
 - 会社の内部統制機構
 - 検査の対象年数
 - コンポジットの構築および維持に利用されるコンピュータ・アプリケーションやソフトウェアの利用、外部のパフォーマンス測定者およびその他外部のサービス提供者の利用
 - パフォーマンス計算方法

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(1/11)

パフォーマンス検査報告書の発行日以前に全ての必須手続を完了していなければならない。

・パフォーマンス検査開始前の手続

項目	内容
GIPS基準についての知識	検証者は、 <u>CFA協会およびGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて</u> 、GIPS基準の必須事項および勧奨事項のすべてを理解しなければならない。
適用される法規制についての知識	検証者は、 <u>パフォーマンスの計算および提示に関して適用される法律および規制に精通していなければならない</u> 。さらに、GIPS基準がこれら法律および規制に抵触するときは、その内容を検討しなければならない。
会社についての知識	検証者は、 <u>関連する検証報告書およびパフォーマンス検査を受けるコンポジットおよびその準拠提示資料を入手しなければならない</u> 。 <u>検証者は、会社の組織体制および業務執行を含め、会社について理解しなければならない</u> 。
会社の方針および手続についての知識	<u>検証者は、適用されるGIPS基準の必須事項および採用した勧奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解していなければならない</u> 。 <u>検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、パフォーマンス検査を受けるコンポジットおよびその準拠提示資料に関して、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない</u> 。 <u>また、検証者は方針と手続が、GIPS基準に準拠し明快かつ一義的であり、GIPS基準の適用される必須事項を満たしていることを確認しなければならない</u> 。 <u>検証者が理解しなければならない、パフォーマンス検査を受けるコンポジットとその準拠提示資料に関する会社の方針と手続の一例は、次(次ページスライド)のとおりである</u> 。
評価基準およびパフォーマンス計算についての知識	検証者は、 <u>ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない</u> 。

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(2/11)

• パフォーマンス検査開始前の手続

検証者が理解しなければならない、パフォーマンス検査を受けるコンポジットとその準拠提示資料に関する会社の方針と手続の一例

- 投資一任
- 投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略に従ったコンポジットの定義
- 新規ポートフォリオをコンポジットに含めるタイミング
- コンポジット中の廃止したポートフォリオを除外するタイミング
- 利息および配当収入の発生
- フィーの取り扱い
- 公正価値の決定にかかわる方針を含むポートフォリオ資産の評価
- 各ポートフォリオの収益率の算出
- キャッシュフローの扱い
- コンポジット・リターンの計算
- エラー訂正
- コンポジットの準拠提示資料の提示
- レバレッジ、デリバティブおよびショートポジションの使用
- 顧客資産の实在と所有権を含むポートフォリオおよびコンポジット・リターンの計算のベースとなる帳簿と記録の保持
- コンポジット・ベンチマークの選択、構築および計算
- コンポジットおよびその準拠提示資料に関するその他の方針と手続

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(3/11)

• パフォーマンス検査手続

1. ポートフォリオの選定

目的	検査対象コンポジットに適切なポートフォリオが含まれていることを確かめること
確認事項	<p>以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">• <u>コンポジットへの組み入れが、会社の方針および手続に従って適時に行われていること</u>• <u>コンポジットからの除外が、会社の方針および手続に従って適時に行われていること</u>• <u>ポートフォリオが投資一任として分類されることが適切であること(ポートフォリオの運用契約書、投資ガイドライン、および/またはその他適切な文書に示されている、ポートフォリオの投資マンドート、投資目的、または投資戦略を参照することにより確認)</u>• <u>ポートフォリオが完全かつ正確にコンポジットに組み入れられていること。本事項は次の双方から確かめるものとする</u><ul style="list-style-type: none">➢ <u>選定したポートフォリオをポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインからコンポジットまで精査すること</u>➢ <u>選定したポートフォリオをコンポジットからポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインまで精査すること</u>• <u>同一の投資マンドート、投資目的、または投資戦略を有するポートフォリオが、同じコンポジットに属していること</u>• <u>コンポジット間の移管が、会社の方針と手続に従って適切に行われていること、およびポートフォリオの投資マンドート、投資目的、または投資戦略の変更に関する記録もしくはコンポジットの再定義に照らし、整合していること</u>

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(4/11)

• パフォーマンス検査手続

2. 外部キャッシュフロー

目的	検査対象コンポジットのポートフォリオに関する外部キャッシュフローについて、以下を確かめること
確認事項	<ul style="list-style-type: none">外部キャッシュフローが、ポートフォリオに適切に記録されていること外部キャッシュフローが、正確な金額で記録されていること外部キャッシュフローが、適切に“大きなキャッシュフロー(会社の方針と手続により定義されたもの)”として認識されていること外部キャッシュフローが、会社の方針と手続に従って、適時に記録されていること <p>また、以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">外部キャッシュフローが、カスタディ明細書や内部記録などの適切な文書で裏付けられていること外部キャッシュフローが、適正な評価額および適時な記録に基づいていること<u>外部キャッシュフローの記録が、適切であり、会社の方針および手続に従っていること</u>

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(5/11)

• パフォーマンス検査手続

3. 収入と支出

目的	検査対象コンポジットのポートフォリオに関する収入と支出について、以下を確かめること
確認事項	<ul style="list-style-type: none">• 収入と支出が、適切なポートフォリオに記録されていること• 収入と支出が、正確な金額で記録されていること• 収入と支出が、適時に記録されていること <p>また、以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">• 収入と支出が、カストディ明細書や内部記録などの文書で裏付けられていること• フィーを含む収入と支出の記録方法が、適切であり、<u>会社の方針と手続に従っていること</u>• フィー控除前・控除後パフォーマンスを計算する場合、支出が適切に取り扱われていること• 未収収益の計算および使用が、合理的、適切であり、<u>会社の方針と手続に従っていること</u>

GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)の概要

(4) パフォーマンス検査の必須手続(6/11)

• パフォーマンス検査手続

4. ポートフォリオの取引処理

目的	検査対象コンピジットのポートフォリオに関する投資対象の購入および売却が、適切な日に適切に記録されていることを確かめること
確認事項	<p>以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">• ポートフォリオの取引が、カストディ明細書、取引記録、照合記録などの適切な文書によって裏付けられていること• ポートフォリオの取引の計上方法が、適切であり、<u>会社の方針と手続に従っていること</u> <p><u>なお、検証者は、独立した外部機関(カストディ、ブローカーなど)から、直接、適切な文書入手することが望ましい</u></p>

GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)の概要

(4) パフォーマンス検査の必須手続(7/11)

• パフォーマンス検査手続

5. ポートフォリオの評価

目的	検査対象コンポジットのポートフォリオに関するパフォーマンス測定期間の期首および期末の投資対象(<u>デリバティブを含む</u>)の評価について、以下を確かめること
確認事項	<ul style="list-style-type: none">• 正確に評価されていること• 適切な日付で評価されていること <p>また、以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しな<u>なければならない</u></p> <ul style="list-style-type: none">• パフォーマンス測定期間の期首および期末の投資対象の評価が、会社の評価方針および手続、<u>GIPS基準第II章GIPS評価原則</u>に従っていること• <u>大きなキャッシュフローの発生の日ごとに、ポートフォリオが、会社の方針と手続に従って評価されていること</u>• 外国為替レートが、会社の評価方針に従い使用されていること• ポートフォリオ評価方法が、適切であり、一貫して適用されていること

GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)の概要

(4) パフォーマンス検査の必須手続(8/11)

• パフォーマンス検査手続

6. 顧客資産の实在と所有権

目的	<u>検査対象コンポジットのポートフォリオに関する顧客資産の实在と所有権を確保するための会社の方針と手続が、適切であり、一貫して適用されていること確かめること</u>
確認事項	<u>以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</u> <ul style="list-style-type: none">• <u>パフォーマンス測定期間の期首および期末のポートフォリオのポジションが、カストディ明細書やカストディ照合記録などの適切な文書によって裏付けられていること</u>• <u>顧客資産の实在と所有権を確保するために使用されている方法が、適切であり、会社の方針と手続に従っていること</u> <p><u>なお、検証者は、独立した外部機関(カストディ、ブローカーなど)から、直接、適切な文書を手入手することが望ましい</u></p>

GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)の概要

(4) パフォーマンス検査の必須手続(9/11)

• パフォーマンス検査手続

7. パフォーマンス計算

目的	検査対象準拠提示資料に関するポートフォリオ、コンポジットおよびベンチマークリターン、その他必須および勧奨される数値データが、適切であり、一貫して適用されていること、並びにリターンおよびその他必須および勧奨される数値データが正確に計算されていることを確かめること
確認事項	<p>以下を確かめるために、<u>検証者は全ての必須および勧奨の数値データからサンプルを取り、十分な手続を実施しなければならない</u></p> <ul style="list-style-type: none">• <u>ポートフォリオおよびコンポジットのパフォーマンスが、会社の方針と手続に従って計算されていること</u>• <u>GIPS基準の必須事項を満たしている計算方法が使用されていること</u>• <u>ポートフォリオおよびコンポジットのリターンが正確に計算されていること</u>• <u>カスタム・ベンチマークもしくは複合ベンチマークが使用されている場合、計算方法が正確であり、一貫して適用されていること、並びに方法およびデータが、コンポジットの準拠提示資料に記載されているベンチマークに関する記述に従って使用されていること</u>• <u>必須であるリスク尺度の計算が正確であり、一貫して適用されていること</u>

GIPSパフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(2012年版)の概要

(4) パフォーマンス検査の必須手続(10/11)

• パフォーマンス検査手続

8. コンポジット準拠提示情報と開示

目的	検査対象コンポジットの準拠提示資料が、GIPS基準で必須とされる情報と開示事項のすべてを含んでいることを、以下のような事項によって確かめること (本目的は、勧奨事項などの追加的情報にも同様に適用される)
確認事項	<p>以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">• 情報と開示事項が、検証対象コンポジットの準拠提示資料において正確かつ適切に提示されていること• 情報と開示事項が、適切な文書によって裏付けられていること <p>また、以下を確かめるために、検証者は十分な手続を実施し<u>なければならない</u></p> <ul style="list-style-type: none">• <u>コンポジットのベンチマークが、投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略を反映していること</u>• <u>準拠提示資料が、GIPS基準で必須とされる情報と開示事項のすべてを含んでいること</u>• <u>開示、提示および報告に関する基準で必須とされる事項の適用が、適切であり、合理的であること</u>• <u>情報と開示事項が、会社の記録と整合しており、会社の方針と手続に従っていること</u> <p><u>なお、検査対象コンポジットの準拠提示資料において補足情報が提示されている場合、少なくとも、検証者は、補足情報が誤解を生じさせないことなどを確認しなければならない</u></p>

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(4) パフォーマンス検査の必須手続(11/11)

- パフォーマンス検査手続

9. 記録の保管

検証者は、パフォーマンス検査報告書の発行の根拠となるすべての手続を裏付けるため、検証者によるすべての重要な判断や結論を含め、十分な文書を保管しなければならない

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(5) 経営者確認書(1/2)

- 経営者確認書に含めなければならない事項は下表のとおりである。

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント (2012年版)

- GIPS基準への準拠を確立し、維持するために使用されている、会社の方針と手続が、会社の方針と手続書類に記述されており、検査期間全体にわたり一貫して適用されていた
- 会社は、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットを構築し、コンポジット・パフォーマンスを計算していた
- 会社は、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットの提示資料を作成し、提示していた
- 会社は、検査対象期間においてGIPS基準に準拠している
- 検査期間中にその他関連事項について、検証者に説明した
- 会社の経営者が、検査対象準拠提示資料の作成と配布を含む、GIPS基準への準拠を維持するためのすべての責任を有する

(参考) 検証に関するガイダンス・ステートメント (2011年版)

- GIPS基準への準拠を確立し、維持するための、会社の方針と手続が、会社のGIPS関連の方針と手続書類に適切に記述されている
- GIPS基準への準拠を確立し、維持するための、会社の方針と手続が検証期間全体にわたり一貫して適用されていた
- 会社は、会社全体でGIPS基準に準拠している
- 会社の経営者が、全ての準拠提示資料の作成と配布を含む、GIPS基準への準拠を維持するためのすべての責任を有する

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(5) 経営者確認書(2/2)

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント (2012年版)	(参考) 検証に関するガイダンス・ステートメント (2011年版)
<ul style="list-style-type: none">・ <u>検査対象コンポジットの準拠提示資料は、会社の投資パフォーマンスの公正且つ正確な表明である</u>・ <u>会社は、それと知って、虚偽もしくは誤解を招くような検査対象コンポジットのパフォーマンス、もしくはパフォーマンス関連の情報を提示してない</u>・ <u>会社の知りうる限りにおいて、以下について存在しない</u><ul style="list-style-type: none">- <u>GIPS基準準拠に関連する会社のプロセスおよび手続において、重要な役割を負う役職員による不正もしくは不正の疑い</u>- <u>GIPS基準準拠に重大な影響をもちうる他者による不正もしくは不正の疑い</u>・ <u>会社は、検証者にパフォーマンス検査業務遂行に当たり必要な書類のすべてを提供しており、該当する書類の提出を差し控えていない</u>・ <u>検証者が意見の対象としている期間</u>・ <u>会社は、検査対象コンポジットのパフォーマンスの計算と提示に関して適用される全ての法律と規則を順守している</u>・ <u>確認書の発行日までの時点においてパフォーマンス結果もしくはパフォーマンス検査結果に重大な影響を与えるような事象は発生していない</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 準拠提示資料は、会社の投資パフォーマンスの公正且つ正直な表明である・ 会社は、それと知って、虚偽もしくは誤解を招くようなパフォーマンス、もしくはパフォーマンス関連の情報を提示してない ・ 会社は、検証者に検証業務遂行に当たり必要な書類のすべてを提供しており、該当する書類の提出を差し控えていない・ 検証者が意見の対象としている期間・ 会社は、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される全ての法律と規則を順守している ・ 確認書の発行日までの時点においてパフォーマンス結果もしくは検証結果に重大な影響を与えるような事象は発生していない

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(6) パフォーマンス検査報告書(1/3)

- パフォーマンス検査報告書は、GIPS検証報告書の一部、またはGIPS検証報告書に添付される別の報告書とすることができる。
- 検査対象コンポジットの準拠提示資料は、パフォーマンス検査報告書に含める、または添付されなければならない。
- パフォーマンス検査報告書の対象期間はGIPS検証報告書の対象期間を超えてはならず、またパフォーマンス検査報告書がGIPS検証報告書に先立って発行されてはならない。
- 会社、検査対象コンポジット提示資料がGIPS基準に準拠していない場合、または会社の記録が検査対象コンポジットとその提示資料の検査を裏付けることができない場合、パフォーマンス検査報告書は、発行することができない。

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(6) パフォーマンス検査報告書(2/3)

- パフォーマンス検査報告書に含めなければならない事項は下表のとおりである。

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント (2012年版)	(参考) 検証に関するガイダンス・ステートメント (2011年版)
<p>➤GIPS検証に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・会社が、コンポジット構築のGIPS基準必須事項のすべてに会社全体として準拠していること・会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること <p>➤以下についての意見</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>会社が、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットを構築し、コンポジットパフォーマンスを計算していること</u>・<u>会社が、GIPS基準に準拠して検査対象コンポジットの提示資料を作成し、提示していること</u> <p>➤以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>パフォーマンス検査</u>」を含む、報告書のタイトル・報告書の日付・報告書の提出先・検証の対象となった、定義された会社・検証が実施された対象期間	<p>➤以下についての意見</p> <ul style="list-style-type: none">・会社が、コンポジット構築のGIPS基準必須事項のすべてに会社全体として準拠している・会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されている <p>➤以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none">・報告書のタイトル・報告書の日付・報告書の提出先・検証の対象となった、定義された会社・検証が実施された対象期間

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(6) パフォーマンス検査報告書(3/3)

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント (2012年版)	(参考) 検証に関するガイダンス・ステートメント (2011年版)
<ul style="list-style-type: none">・ <u>準拠表明と準拠提示資料の提示に関する会社の責任を認識する記述を含む、会社の経営者と検証者それぞれの責任</u>・ <u>パフォーマンス検査の対象となったコンポジットの名称</u>・ <u>パフォーマンス検査が実施された対象期間</u>・ <u>検査対象コンポジットとその準拠提示資料のパフォーマンス検査が、GIPS基準のパフォーマンス検査手続の必須基準に従って実施されたことの記述</u>・ <u>パフォーマンス検査が、他の特定のコンポジット提示資料の正確性を保証するものではないことの記述</u>・ <u>パフォーマンス検査が、準拠提示資料に含まれる、もしくは添付される補足情報をカバーしているかどうかの記述</u>・ <u>その他のプロフェッショナルなガイダンス（例えば、AICPA、IAASB、ICAEW、JICPAガイダンス）が適用されていれば、その旨の記述</u>・ <u>検証者の署名もしくは正式な印章</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 準拠表明に関する会社の責任を認識する記述を含む、会社の経営者と検証者それぞれの責任 ・ 検証が、GIPS基準の検証手続の必須基準に従って実施されたことの記述 ・ 検証が、特定のコンポジット提示資料の正確性を保証するものではないことの記述 ・ その他のプロフェッショナルなガイダンス（例えば、AICPA、IAASB、ICAEW、JICPAガイダンス）が適用されていれば、その旨の記述・ 検証者の署名もしくは正式な印章

v. ガイダンス・ステートメントの概説

(7) 勧告書(レコメンデーション・レター)

- 検証者は、パフォーマンス検査報告書とは別に、検査手続の過程で発見された事項や推奨事項などについて、勧告書を発行することが推奨される。

2. 検証者の独立性に関する 議論の進展について

i . 議論の進展状況

検証者の資格要件については、

GIPS基準2010年改訂

- 「独立の第三者」→「適格な独立の第三者」と変更

一方、検証GS2011年改訂では、

- 「意見を表明する際だけでなく、会社の準拠表明の評価に関わる手続を実施する間においても」と、独立性が維持されるべき期間が示された
- 「常に公正さと独立性を維持しなければならない」という文言や「検証者は(中略)業界内部で現在認められている標準的な行為規範に従わなければならない」という表現が加えられた

これらの文言は、検証者の独立性GS(2006年版)にある、「GIPS基準は、検証者が独立した第三者でなければならないことを除き、検証者について特に資格要件を定めていない」と不整合となる可能性→改訂が必要か

i . 議論の進展状況

「ならずもの検証者」を排斥するための仕組みを業界で自主的に担保してほしいという、規制当局の要請も影響

- 検証者の適格性を担保するためには、検証対象会社（資産運用会社）による確認と、検証者自身の自主確認だけではなく、何らかの組織による検証者の監督が必要なのではないか
- 独立であるだけでは不十分なのではないか。不正発見に資する検査手続に精通してないために運用会社に容易に騙されたり、または検査手続を故意に実施しないために十分な裏付けのない報告書を発行したりする検証者は、今の基準やガイダンスで合理的に排除できるのか

ii. 今後の改訂の方向性について

改訂方法に関する二つの方向性

1. 検証者の独立性GSの廃止

- 検証GSおよび検証に関するQ&Aに、検証者の適格性と独立性の双方に関する事項を全て規定し、検証者の独立性GSは廃止する

2. 検証者の独立性GSの一部改訂

- 2010年改訂の結果、GIPS基準および検証GSと検証者の独立性GSが不整合となっている部分のみを改訂する
- 検証GSおよび検証に関するQ&Aに、検証者の適格性と独立性の双方について規定するが、そのうち独立性に関する事項は、検証者の独立性GSを参照するという現在の形を存続させる

ii. 今後の改訂の方向性について

また今後、以下の事項に関する明確化が行われる方向にある

- 検証対象会社(資産運用会社)による、検証者における独立性確保に関する方針や方法の確認の必須化
- 独立性が確保されていない検証者から発行された検証報告書の取り扱いと検証報告書配布先への対応の明確化

また、独立性が確保されている検証者か(併せて適切な専門家としての能力がある検証者か)を、資産運用会社側で見分けるためのガイドラインや質問票の例などのツールがQ&Aなどの形で提供されるかもしれない。

「ならずもの検証者」の排斥の仕組みについても、当局の要請に基づき、継続的に議論が行われると考えられる。

<ご参考>ガイダンス・ステートメント(2006年版)の概説

- 検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメントの目的
 - ✓ 資産運用会社とその(潜在的な)検証会社に対して、当事者間に独立性の問題が存在するのかどうかを判断するための指針を示すこと。
 - ✓ 検証は、適格な独立の第三者により行われなければならない。
(GIPS基準: 第IV章検証 A.1)

- 現行のガイダンス・ステートメント
 - ✓ 発効日: 2006年1月1日

◆本ガイダンス・ステートメントの構成

- (1) 序論
- (2) 独立性の定義
- (3) 基本原則
- (4) 検証者の独立性の評価
- (5) 適用事例

<ご参考>ガイダンス・ステートメント(2006年版)の概説

(1) 序論

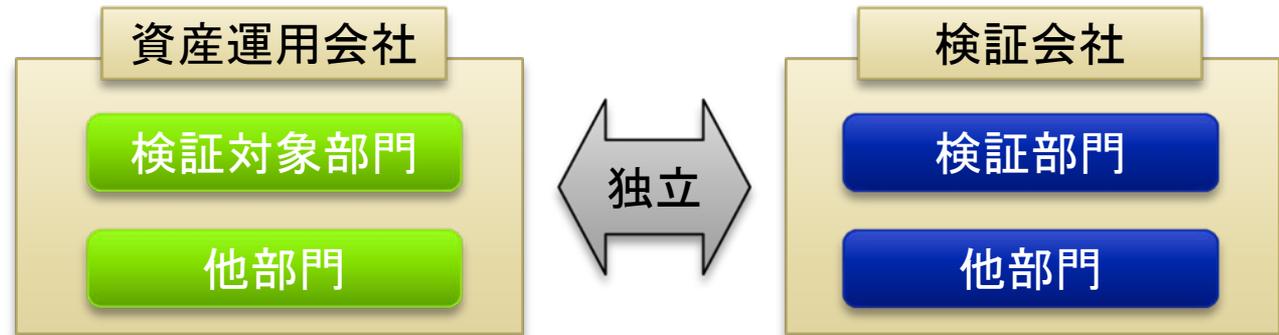
- **GIPS基準では、検証 (verification)とは、資産運用会社のパフォーマンス測定のプロセスと手続について、独立した第三者である「**検証者 (Verifier)**」が行うレビューをいう。**
 - 「**独立した第三者**」とは、一般に、検証会社(または検証者)および資産運用会社(検証顧客)のいずれにも直接的な利益の相反がないことをいう
 - **GIPS基準は、検証者が独立した第三者でなければならないことを除き、検証者について特に資格要件を定めていない**
 - **GIPS基準は自主基準であり、資産運用会社、検証会社の双方が倫理的な誠実性 (ethical integrity) に強力にコミットすることが必要である**

(2) 独立性の定義(1/2)

- 「独立性」という用語を定義するのは、単純な作業ではない。
- 検証業務契約について検討する場合には、資産運用会社と検証会社は、両社間に独立性の問題が存在しているかどうかを確かめなければならない。
 - 資産運用会社と検証会社は、それぞれ、独立性に関する方針と手続を作成すべきである
 - 検証会社(検証部門)は、検証会社の他部門が資産運用会社に提供している可能性のあるサービスについて、検証者の知りうる限りにおいて、資産運用会社に開示しなければならない
 - 資産運用会社(検証対象部門)は、資産運用会社の他部門に対して検証会社から提供されているサービスについて認識している可能性があり、当該サービスについても確かめなければならない

(2) 独立性の定義(2/2)

- 資産運用会社と検証会社は、認識された独立性の問題について、独立性を確保するように対処することが可能であるかどうかを判断しなければならない
- 資産運用会社と検証会社とが、会社間で独立性を確保することが必要である



- 最初の検証以降も同じ検証会社を選任し続ける場合には、資産運用会社および検証会社は、各検証業務契約に先立ち、独立性について見直すべきである

(3) 基本原則(1/2)

- 検証会社およびその使用人は、検証顧客から独立していなければならない。
- 検証会社は、その職業的専門家に適用される独立性に関する指針がある場合には、それについて検討しなければならない。
- 検証会社および検証顧客(資産運用会社)は、潜在的な独立性の問題を分析する際には、可能な限り両者間の関係全般について検討しなければならない。
- 検証会社は、潜在的な独立性の問題の分析について、また、それらにどのように対処するかについて、検証顧客と話し合う義務を負う。
- 検証会社および検証顧客は、検証会社の独立性について結論を得なければならない。

(3) 基本原則(2/2)

- 独立性についての判断の責任は、検証顧客と検証会社の両者が負う。しかしながら、検証顧客(資産運用会社)は、その判断に対して最終的な責任を負わなければならない。
- 検証者は、次の事項を行ってはならない。
 - マネジメントの役割を担うこと
 - GIPS基準の実施と準拠に関するマネジメント機能または意思決定を行うこと
 - 自ら行った作業を検証すること

<ご参考>ガイダンス・ステートメント(2006年版)の概説

(4) 検証者の独立性の評価(1/2)

- 検証会社の独立性に関する状況を判断する際に、検証会社が検証顧客に提供している可能性のあるどのようなサービス／プロダクトが検討されるべきか

独立性に問題が生じないと考えられるサービス例	独立性に問題が生じると考えられるサービス例
<ul style="list-style-type: none">• GIPS基準準拠プロジェクト・マネジメント・チームへのアドバイザーとなること• 資産運用会社によるGIPS基準準拠を妨げる問題点の確認作業に参加すること• GIPS基準および準拠プロセスについて資産運用会社職員の教育を行うこと• 資産運用会社のための助言が意思決定を含まない限り、GIPS基準準拠上の問題について助言を行うこと• 顧客向けプレゼンテーション資料の一般的なサンプルを提供すること• GIPS基準準拠のためのチェックリストを提供すること• 公式や計算例を提供すること• パフォーマンス関連事項についてトレーニングを提供すること• パフォーマンス関連システムの移行テストの結果をレビューすること	<ul style="list-style-type: none">• GIPS基準準拠プロジェクト・マネジメント・チームに構成員として参加し、管理責任のある職務を担うこと• 資産運用会社のGIPS基準準拠プロジェクト・マネジメント・チームにおいて、意思決定権限を有するプロジェクト・マネジャーとしての役割を担うこと• 資産運用会社のGIPS基準準拠上の問題について意思決定を行うこと• パフォーマンス・リターン計算のための元データを作成すること• パフォーマンス計算方法について検証顧客が全責任を負わない場合に、パフォーマンス計算のテンプレートを提供すること• 口座をコンポジットに割り当てること• 口座リターン計算のために必要な原データを整理または作成すること• 口座リターンを計算すること• コンポジット・リターンを計算すること• GIPS基準に準拠した提示資料を作成すること• 方針および手続を作成すること• 資産運用会社のためにパフォーマンス・データのウェアハウスとして機能すること

(4) 検証者の独立性の評価(2/2)

- 検証会社の独立性に関する状況を判断する際に、検証会社が検討すべき問題が他にあるか
 - 検証業務やGIPS基準準拠に直接影響しないその他の問題が、検証者の独立性に影響を与えることがある
 - (例) 検証会社が検証顧客の代理人として行動することは、独立性を損なうおそれがある
 - 検証者は、その顧客との個人的、金銭的關係を考慮すべきであり、実際に独立性を有しているのか、あるいはそうした關係の影響を受ける可能性があるのかどうかを検討すべきである

(5) 適用事例(一部抜粋)

- 当社の検証者は、GIPS基準準拠に関する会社全体の検証に加え、ある特定のコンポジットについてパフォーマンス検査を行っている。パフォーマンス検査報告書には、当該コンポジットのGIPS基準に準拠した提示資料が含まれることになっている。検証者は、当該コンポジットの準拠提示資料を作成することができるか。
 - 検証者は、資産運用会社のコンポジット提示資料を作成する責任を負うことはできない。資産運用会社は、まず準拠した提示資料を検証者に提出しなければならない。(資産運用会社が提出したコンポジット提示資料に基づき)パフォーマンス検査が完了した後、検証者が、パフォーマンス検査報告書の一部として資産運用会社に提出する文書において、準拠提示資料のデータの書式や体裁を整え直すことは可能である。単に文書処理や複製を行うことは、検証者の独立性に影響を及ぼすものではない。

有限責任 あずさ監査法人
神谷精志

seiichi.kamiya@jp.kpmg.com

電話: 03-3548-5555 (ex. 2666)

FAX: 03-3548-5109

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

本稿に述べる内容や意見はすべて筆者の私見によるものであり、筆者の所属する法人の意見を代表するものではありません。

© 2013KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and 'cutting through complexity' are registered trademarks or trademarks of KPMG International Cooperative (KPMG International).